鴨川市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月29日

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市条例第11号

鴨川市介護保険条例の一部を改正する条例

鴨川市介護保険条例(平成 17 年鴨川市条例第 116 号)の一部を次のように改正する。 第 4 条第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」 に改め、同項第 1 号中「36,000 円」を「35,490 円」に改め、同項第 2 号中「54,000 円」 を「53,430 円」に改め、同項第 3 号中「54,000 円」を「53,820 円」に改め、同項第 4 号 中「64,800 円」を「70,200 円」に改め、同項第 5 号中「72,000 円」を「78,000 円」に改 め、同項第 6 号中「86,400 円」を「93,600 円」に改め、同項第 7 号中「93,600 円」を「101,400 円」に改め、同項第 8 号中「108,000 円」を「117,000 円」に改め、同項第 9 号中「122,400 円」を「132,600 円」に改め、同項に次の 4 号を加える。

- (10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 148,200円
- (11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 163,800円
- (12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 179,400円
- (13) 令第38条第1項第13号に掲げる者 187,200円

第4条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「21,600円」を「22,230円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「21,600円」を「22,230円」に、「36,000円」を「37,830円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「21,600円」を「22,230円」に、「50,400円」を「53,430円」に改める。

第6条第3項中「又は第8号ロ」を「、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロ」に、「同条第1項第1号から第8号まで」を「同条第1項第1号から第12号まで」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第4条の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料率について適用し、令和 5年度以前の年度分の保険料率については、なお従前の例による。